

第十六号議案

江戸川区民健康施設条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区民健康施設条例の一部を改正する条例
江戸川区民健康施設条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第一号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。
別表（第六条関係）

利用者の区分		利用料金	利用単位
一般		六、一七〇円	一泊一人当たり
児童		二、五七〇円	

備考

- 一 一般とは中学生以上の者をいい、児童とは小学生をいう。
- 二 就学前の乳幼児の利用料金は、無料とする。ただし、寝具を利用する場合は、児童扱いとする。
- 三 区民以外の者が区民健康施設を利用する場合には、規定利用料金の五割相当額を上限として当該規定利用料金に加算した額を当該者の規定利用料金とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 四 指定管理者があらかじめやむを得ないと認めた場合は、利用時間を延長して利用することができる。この場合の利用料金は、一人一時間当たり一、

○三〇円を上限とした額とする。

五 利用料金には、飲食料金及び入湯税は含まない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区民健康施設条例別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者については、なお従前の例による。

（説明）

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、利用料金の額に係る規定を改める必要があるので、本案を提出いたします。